

令和7年11月14日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加 納 康 至
(公印省略)

介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関する
ガイドラインについて（周知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

厚生労働省令和6年度老人保健健康増進等事業において、介護サービスに関わる事故防止のための「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」について、介護現場を取り巻く環境がさらに変化していることをふまえて見直しが行われました。

本通知は、新たに「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」が作成され、厚生労働省を通じて広報物について周知依頼があったことをお知らせするものです。

本ガイドラインは介護保険施設サービスを主な対象としていますが、居宅系サービス、高齢者住まい等の居住系サービスの安全管理に関する内容も新たに盛り込まれているとのことです。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

・介護保険最新情報 Vol. 1436

「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」
の策定について（周知）（令7.11.7 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 事務連絡）

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737